

太田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市規則第 9 8 号

太田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則

太田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 1 7 年太田市規則第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 2 項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第 1 8 条第 2 項中「介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間（育児休業法第 1 9 条第 1 項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）」を「育児休業法第 1 9 条第 1 項の規定による同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業（次条において「第 1 号部分休業」という。）又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1 日につき 2 時間から当該部分休業及び当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（子育て部分休暇）

第 1 8 条の 2 子育て部分休暇の単位は、3 0 分とする。

2 第 1 号部分休業又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間があ

る日の子育て部分休暇については、1日につき2時間から当該部分休業及び当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第20条の見出し中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改め、同条中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に、「又は第16条の2第1項」を「、第16条の2第1項又は第16条の3第1項」に改める。

第22条の見出し及び同条第1項中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改め、同条に次の1項を加える。

3 育児休業法第19条第1項の規定による同条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業の申出をしている職員については、第1項の子育て部分休暇の承認を請求することができない。

第25条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

（3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等の期間）

第25条 条例第18条の2第2項の規則で定める期間は、同項の対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。